

輪島市監査公表第34号

平成30年12月21日付発監査第315号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





収放第 109 号
平成 31 年 1 月 16 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監 査 対 象 機 関 _____ 放 送 課 _____

監 査 執 行 年 月 日 _____ 平 成 3 0 年 1 1 月 2 8 日 _____

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について</p> <p>引き続き文書による督促・電話催告の徴収対策に努めると共に、使用料の未収金額の削減に努力されたい。</p>	<p>滞納額の催告後、指定期日までに納付又は連絡がない滞納者に対しては、サービス停止の強制措置を取っている。</p> <p>尚、納付は一括納付を原則としているが、これが困難な場合は、分割納付の相談を受けている。</p> <p>又、サービス停止作業は、実際に対象者宅へ赴くことになることから、並行的に対象者への訪問徴収を実施している。</p> <p>今後も、未収金額の削減に向けて、計画的に且つ毅然とした対応で徴収対策に努める。</p>	<p>措置済</p>